

室町時代における高階隆兼の伝説形成

高岸 輝

はじめに

室町後期を代表する文化人、三条西実隆（一四五五～一五三七）の日記、『実隆公記』には中世の絵画に関する記事や、絵師土佐光信との交流などが生き生きとつづられている。同記文亀元年（一五〇一）九月十八日条には、「画所預土左刑部少輔光信来、北野社本地絵先年紛失、今度可新図、件墨書大底出現、（中略）其次春日縁起絵下書高兼感神靈之告之事等相語、有興、^隆とあって、実隆と光信が、鎌倉時代に活躍した絵師高階隆兼の描いた「春日権現験記絵巻」の「下書」（下描き）について談じ合ったことを知る。光信は、隆兼が「春日験記絵」の制作にあたって「神靈之告」を感じたという逸話を実隆に語ったのである。実隆が「有興」と記した会話の、これ以上の内容はわからないが、光信の周辺において、隆兼の高度な画技が一種の靈感に裏打ちされたものと捉えられている点が注目される。神の業をもつ絵師、高階隆兼の伝説は室町時代においていかに形成されたのか、主として文献史料から考察する。

一・高階隆兼の活動と「春日権現験記絵巻」の制作・奉納

現在、高階隆兼は鎌倉時代における最も著名にして最高の技量をもった絵師と考えられている。現存作例としては、「春日権現験記絵巻」（宮内庁三の丸尚蔵館蔵）、「玄奘三蔵絵」（藤田美術館蔵）、「春日明神影向図」（同）があり、その堅固に構築された画面と豊麗な彩色、生彩に富む人物描写は、平安末期、後白河院周辺で活躍した常磐光長の延長線上にあつて、¹当代随一の正統性を示すものと称するべきであろう。現存史料から、下記のような隆兼の活動の輪郭を追うことができる。²

1 嘉元三年（一一三〇五）、「会^{（絵カ）}所隆兼」、「河内国天野柚免田十五町年貢比（檜）曾」を相伝する。（『九条家文書（撰録渡荘目録）』）

2 延慶二年（一一三〇九）、このころから「左近大夫将監高階隆兼^{（絵所預）}」、「春日験記絵」の制作を開始するか。（附属目録）

3 正和元年（一二三二）、「絵所隆兼」、「春日大明神影向図」（藤田美術館蔵）を描く。（銘）

4 正和四年（一二三五）、「隆兼」、後伏見院寄進の「日吉七社神輿」に描く。（『公衡公記』同年四月二十四日条）

5 元応二年（一二三〇）、「隆兼」、花園院宸筆の「普賢菩薩像」の裏を押す。（『花園院宸記』同年五月十九日条）

6 元亨元年（一二三二）、「隆兼」、花園院の命により、金岡筆「愛染明王像」を写す。（『花園院宸記』同年三月四日条）

7 元徳二年（一二三〇）、「絵所預（隆兼力）」、藤原為信筆「文永十一年賀茂草子」を写す。（『考古画譜』）

元徳二年以降の隆兼の活動は不明であるが、翌年の光厳天皇即位に際し後継者とみられる隆継の活動が確認されることから、この時期には第一線を退いていた可能性がある。その後、隆兼の名前を史料に確認することはできない。理由として、南北朝の動乱期であったことや、絵画について饒舌に語る史料に恵まれないということも考えられる。隆兼は活動終了後、直ちに伝説化されたわけではないようだ。その原因としては、隆継の後、高階姓を称する絵師が活躍したという記録がなく、藤原姓の別系統の絵師へと絵所預の職が移ったことも影響しているだろう。いずれにしても、元徳二年（一二三〇）に姿を消した後、およそ百年余りの時を経て、隆兼の名は再び浮上するのである。

伏見宮貞成親王（一二七二―一四五六）の日記『看聞日記』は、古代・中世絵画に関する豊富な記事の存在で知られる。同記永享十

年（一二三八）二月二十七日条には、「抑鳴滝殿御絵春日御縁起中書一合（註）借給、拜見殊勝也、件御絵萩原殿御物也、往昔伏見殿暫預申、再会不思議也、此絵正本春日社被奉納、先年鹿苑院殿絵合之時、自社頭被出了、其時拜見了、絵所預隆兼書之、名筆也、竹内左大臣仕立願新調、春日社被奉納、其中書也、（隆兼同）萩原殿御相伝歟、仍鳴滝殿被預申也、翌日条には「春日御絵、女中拜見、詞説之、」とあつて、高階隆兼と「春日験記絵」に関する重要な証言が含まれている。この記事を以下の三つの角度から分析してみたい。

第一は、傍線①で示した「春日験記絵」正本の制作及び奉納の事情である。この問題については、和田英松氏（註）による古典的学説があり、さらに近年、末柄豊氏（註）により新史料とともに提示された見解がある。本章でその概略を紹介する。第二に、傍線②が示す足利義満（鹿苑院殿）の絵合（えあわせ）に「春日験記絵」正本が出品されたという事実である。第二章で詳細を検討する。そして第三として、傍線③の部分に記された「春日験記絵」中書（下描から完成作に至る中間段階の画稿）の伝来について、第三章で考察を加えてみたい。

高階隆兼の代表作「春日験記絵」に附属する目録には、下記のように記されている。

絵 左近大夫将監高階隆兼（絵所預）

詞 前関白父子四人、敬神之志懇切之余、為結縁不可交他筆之由所被約諾也、於篇目者、覚円法印注出之、且相談両大僧正（総信、範憲）

訖、

